

屏風山南第一治山工事入札説明書

東北森林管理局津軽森林管理署金木支署の令和８年度屏風山南第一治山工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１ 公 告 日 令和8年1月19日

２ 支出負担行為担当官等

分任支出負担行為担当官

津軽森林管理署金木支署長 高橋 毅

３ 工 事 概 要

（１）工 事 名 屏風山南第一治山工事

（２）工事場所 青森県つがる市車力町屏風山国有林426林班地内

（３）工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。

（４）工 期 契約締結日の翌日から令和8年12月18日まで

（５）本工事は、提出された技術提案書に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）のうち、技術提案（簡易な施工計画）の提出、評価を省略する総合評価落札方式（簡易型運用版）の適用工事である。

また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し審査する施工体制確認型総合評価落札方式の適用工事である。

（６）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

（７）本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、令和8年5月8日（工事着手日の前日）まで余裕期間を見込んだ工事である。

なお、余裕期間の技術者の配置は要しないものとする。

また、余裕期間内に、施工体制等の確保及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事着手できるものとする。

（８）本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が直線距離で10km程度又は移動時間が60分以内）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。

密接な関係のある工事とは、東北森林管理局管内の森林管理（支）署が発注する林道工事、治山工事とする。なお、この場合において、一人の主任技術者が管理することのできる工事の数は、専任の配置を要する工事を含む場合には、原則３件までとする。ただし、監理技術者には

適用しない。

- (9) 本工事は、入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札に代えることができる。

ア この申請の窓口及び受付時間は次のとおりとする。

(ア) 受付窓口

〒037-0202 青森県五所川原市金木町芦野200-498

津軽森林管理署金木支署 総務グループ

電話：0173-53-3115

(イ) 受付時間

令和8年1月20日（火）から令和8年2月26日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで。

ただし、正午から午後1時までを除く。

イ 電子入札システムで利用できるＩＣカードは、一般競争（指名競争）入札参加者申請により申請を行い、承認された競争参加有資格者でＩＣカードを取得し、林野庁電子入札システムに利用者登録を行ったＩＣカードとする。

- (10) 本工事は、週休２日を促進するため、現場閉所による通期の週休２日は必須とし、さらに月単位の週休２日に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事（発注者指定方式）である。

契約締結後、週休２日を確保して実施するものとし、その取組状況に応じ林野庁工事成績評定要領（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）に基づく工事成績評定において評価を行うとともに、週休２日の取組実績証明書を発行する。

- (11) 本工事は、令和7年度 国有林野事業の工事における技術提案資料等の簡素化対象工事である。

- (12) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う工事である。

- (13) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

- (14) 本工事は、ＩＣＴ施工技術の活用を図るため、受注者の希望により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来型管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事（受注者希望型）である。

ＩＣＴ活用工事を希望する受注者は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合にＩＣＴ活用工事を行うことができる。

なお、ＩＣＴの活用にかかる費用については、設計変更の対象とし、詳細については特記仕様書によるものとする。

- (15) 本工事は、工事における省人化を図るため、受注者の希望により省人化建設機械（チルトローテータ）を用いた施工を実施する省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事の対象工事である。

省人化建設機械（チルトローテータ）を用いた施工を希望する受注者は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。）までに監督職員と協議を行い、協議が整った場合に省人化建設機械（チルトローテータ）を用いた工事

を行うことができる。

省人化建設機械（チルトローテータ）を用いた施工対象の工種は、「森林整備保全事業省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事实施要領等について」（令和7年11月18日付け7林整計第279号林野庁計画課長通知）の「2. 省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事の対象工種」に定めるものとする。

(https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/attach/pdf/sekisan_kijun-346.pdf)

なお、省人化建設機械（チルトローテータ）に係る費用については設計変更の対象とし、詳細については特記仕様書によるものとする。

- (16) 本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う試行対象案件である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

4 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号（以下「予決令」という。））第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 津軽森林管理署金木支署又は津軽森林管理署、青森森林管理署の管轄区域内の市町村に建設業法に定める本社、支店又は営業所を有すること。

また、経常建設共同企業体として本競争に参加を希望する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

- (3) 東北森林管理局における「土木一式工事」に係る一般競争参加資格者でB等級、A等級又はC等級の認定を受けていること。会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北森林管理局長の一般競争参加資格の再認定を受けていること。

- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(3)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (5) 平成22年4月1日以降に元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、各森林管理局・署等が発注した工事で、工事成績評価を受けている工事にあつては、その評定点が65点未満のものは実績として認めない。

経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事：治山工事関係事業における工事（溪間工事、山腹工事、地すべり防止工事、海岸防災林造成の工事）であること。

- (6) 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を、当該工事に専任で配置できること。

ただし、監理技術者にあつては、監理技術者の行うべき職務を補佐する者として、次に掲げるウ（※監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者等である旨の規定）を除く基

準をすべて満たす者を当該工事現場に専任で配置する場合は、2現場を限度として兼務できることとする。

また、本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任の配置は要しない。

ア 1級若しくは2級土木施工管理技士の資格を有する者又は次のいずれかに該当する者。

- ・ 1級又は2級建設機械施工技士の資格を有する者。
- ・ 技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は建設部門又は農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」、「農業－農業農村工学」、又は「森林－森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者。
- ・ これらと同等の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

イ 平成22年4月1日以降に、上記(5)に掲げる同種工事の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

なお、各森林管理局・署等が発注した工事で、工事成績評定を受けている工事にあつては、その評定点が65点未満のものは実績として認めない。

ウ 監理技術者が必要となる工事にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

なお、「これに準ずる者」とは以下の者をいう。

- ・ 平成16年2月29日以前に交付を受けた「監理技術者資格者証」を所持する者
- ・ 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受講し、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者は、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」を所持する者

エ 主任技術者又は監理技術者が必要となる工事にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が技術提案書の受付日以前に3ヶ月以上ある者。

オ 経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できることとし、うち1人が上記アからエの要件を満たしていること。

(7) 競争参加資格確認申請書（競争参加資格確認資料を含む。以下、「申請書」という。）及び技術提案書（以下、申請書及び技術提案書を総称して「技術提案書等」という。）の提出期限の日から開札までの期間に、東北森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 各森林管理局・署等が発注した森林土木工事で、次のすべての事項を満たしていること。

ア 令和5年度から令和6年度の過去2年度に完成・引渡しが完了した工事の実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均が65点未満でないこと。

イ 令和6年4月1日以降に、調査基準価格を下回る価格をもって契約し完成・引渡し完了した工事がある場合においては、当該工事成績評定点が65点未満でないこと。

ウ 経常建設共同企業体にあつては、当該経常建設共同企業体の実績及び工事成績評定点とし、当該経常建設共同企業体としての実績がない場合は、実績のあるすべての構成員が上記の要

件を満たしていること。

- (9) 上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

ア 「工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

株式会社マドック

イ 「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の(ア)又は(イ)に該当する者である。

(ア) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

(イ) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

- (10) 入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 一方の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(同条同項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ただし、会社等の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

① 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

② 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

③ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

④ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

エ) 組合の理事

オ) その他業務を執行する者であって、ア)からエ)までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条

- 第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同一視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (11) 次の事項に該当しない者であること。
- ア 不誠実な行為の有無
- 請負契約の履行が不誠実、下請契約関係が不適切、警察当局による公共工事からの排除要請等。
- イ 経営状況
- 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止処分等。
- ウ 安全管理の状況
- 事故等に基づく指名停止、労働基準監督署から指導があり改善を行っていない等。
- エ 労働福祉の状況
- 賃金不払い等による労働基準監督署からの指導を受け、改善を行っていない、退職金共済契約の締結を行っていない等。
- (12) 当該工事の施工計画に係る技術提案書等が適正であること。
- その記載内容が適正でない(未記載を含む)場合又は未提出の場合は入札参加を認めない。
- (13) 当該工事の入札説明書及び見積りに必要な図書等を電子入札システムからダウンロードしない者又は発注者の指定する方法での交付を受けていない者は、入札参加を認めない。
- (14) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成20年3月31日付け19東経第178号局長通知)に基づき、警察当局から、当局長(署長、支署長含む)に対し、暴力団が、実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (15) 以下に定める届出をしていない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。
- ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
- イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
- ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

5 競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、技術提案書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4(3)の認定を受けていない者も次に従い技術提案書等を提出することができる。

この場合において、上記4(1)、(2)及び(4)から(15)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて上記4(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて上記4(3)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに技術提案書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(2) 技術提案書等の提出期間、場所及び方法

技術提案書等の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。ただし、紙入札による場合は、事前に承諾を得た承諾書を添付して、持参により２部提出すること。

ア 電子入札システムによる場合

(ア) 提出期間

令和8年1月20日（火）から令和8年2月2日（月）まで（休日等を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで。ただし、正午から午後１時までを除く。

(イ) 提出方法

電子入札システム申請方法に基づき提出すること。

技術提案書等の合計ファイル容量が10MBを超える場合には、原則として電子メール（電子メール送信容量は１通につき７MB以内とする。以下同じ。）で提出すること（提出期限必着）。この場合、必要書類の一式を電子メールで送付するものとし、次の内容を記載した書面（様式は任意）を、電子入札システムにより技術提案書等として送信すること。

- ・ 電子メールで提出する旨の表示
- ・ 電子メールで提出書類の目録
- ・ 電子メールで提出書類のページ数
- ・ 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

なお、送付先は次のとおりとする。

- ・ 津軽森林管理署金木支署 総務グループ

電話：0173-53-3115

メールアドレス（署共通のアドレス）：t_kanagi@maff.go.jp

(ウ) ファイル形式

電子入札システムによる提出資料のファイル形式は、次のいずれかの形式によるものとする。

- ・ Microsoft Word
- ・ Microsoft Excel
- ・ その他のアプリケーションPDFファイル
- ・ 画像ファイル（JPEG形式又はGIF形式）
- ・ 圧縮ファイル（LZH形式又はZIP形式）

イ 紙入札方式により持参する場合

(ア) 提出期間

令和8年1月20日（火）から令和8年2月2日（月）まで（休日等を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで。ただし、正午から午後１時までを除く。

(イ) 提出場所

上記３(9)ア(ア)に同じ。

(3) 技術提案書等は、別添「技術提案書作成要領」に従い作成すること。

(4) 技術提案書作成説明会

技術提案書等作成説明会については、原則として実施しない。

(5) 技術提案書の評価

技術提案書に対する評価は、東北森林管理局の技術審査会において行う。

- (6) 技術提案書等の提出がない場合（必要書類の提出不足等も含む）又は技術提案書等の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。
- (7) 競争参加資格の確認は、技術提案書等の提出期限の日をもって行う。
- (8) 施工体制確認のための資料の提出要請及びヒアリング

施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）について、どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、予定価格の制限の範囲内の価格で申し込みをした入札参加者に対して、以下により、開札後速やかに追加資料（以下「施工体制確認資料」という。）の提出を求め、ヒアリングを実施する。

なお、予定価格の範囲内の価格で申し込みをした入札参加者のうち、入札参加者が提出した技術提案書等、入札書、工事費内訳書、施工体制確認資料の内容により、施工内容の実現性が確認できると認められる場合は、ヒアリングを実施しない場合がある。

ア 施工体制確認資料の提出

入札参加者のうち、その申し込みに係る価格が予決令第85条に基づく調査基準価格に満たない者に対して、以下により施工体制確認資料の提出を求める。

(ア) 提出を求める施工体制確認資料（各様式ごとに提出すべき添付書類を含む）は以下のとおりであるが、別添「施工体制確認資料」の様式及び記載要領に従い作成すること。

- ① 当該価格で入札した理由
- ② 積算内訳書(兼)コスト縮減額算定調書①
- ③ 内訳書に対する明細書(兼)コスト縮減額算定調書②
- ④ 一般管理費等の内訳書
- ⑤ 下請予定業者等一覧表
- ⑥ 配置予定技術者名簿
- ⑦ 手持ち工事の状況(対象工事現場付近)
- ⑧ 手持ち工事の状況(対象工事関連)
- ⑨ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係
- ⑩ 手持ち資材の状況
- ⑪ 資材購入予定先一覧
- ⑫ 手持ち機械の状況
- ⑬ 機械リース元一覧
- ⑭ 労務者の確保計画
- ⑮ 工種別労務者配置計画
- ⑯ 建設副産物の搬出地
- ⑰ 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書
- ⑱ 品質確保体制(品質管理のための人員体制)
- ⑲ 品質確保体制(品質管理計画書)
- ⑳ 品質確保体制(出来形管理計画書)
- ㉑ 安全衛生管理体制(安全衛生教育等)
- ㉒ 安全衛生管理体制(点検計画)
- ㉓ 安全衛生管理体制(仮設設置計画)
- ㉔ 安全衛生管理体制(交通誘導員配置計画)

- ㉕ 信用状況の確認(過去5年間)
- ㉖ 施工体制台帳(下請負人に関する事項含む)
- ㉗ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

(イ) 提出期限

令和8年3月4日(水)まで(休日等を除く。)の午前9時00分から午後5時00分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

(ウ) 提出先

上記5(2)ア(イ)に同じ

(エ) 提出方法

原則として電子メールにより1部提出(提出期限必着)。

また、施工体制確認資料の提出後の修正及び再提出は認めない。

イ ヒアリングの実施

(ア) 日時

施工体制確認資料を求める場合においては、面談形式によるヒアリングを実施するものであるが、ヒアリングの実施の有無及び入札参加者別のヒアリングの日時については、施工体制確認資料の提出期限後で下記(イ)に当該資料が到着した後、(イ)から追って連絡する。

(イ) 場所

〒010-8550

秋田県秋田市中通5丁目9番16号

東北森林管理局 競争入札技術審査会(事務局:経理課)

(ウ) 方法

施工体制確認のためのヒアリングを行う対象者は、技術提案書の配置予定技術者の1名とする。なお、配置予定技術者を複数人の候補技術者とした場合は、代表者1名とする。

また、ヒアリングへの出席者には、上記配置予定技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせて最大で3名以内とする。

ウ その他

施工体制確認資料の提出拒否や提出がない場合、内容に不備がある場合及びヒアリングに応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とし、「工事請負契約指名停止等措置等措置要領の制定について」に基づき指名停止措置を行うことがある。

- (9) 上記4(15)競争参加資格アからウまでの届出の義務を履行しているか否かを確認するため、総合評定通知書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の4に規定するもので、申請日直近のもの)の写し等を提出すること。

(10) その他

ア 技術提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 分任支出負担行為担当官は、提出された技術提案書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された技術提案書等は、返却しない。

エ 提出期限以降における技術提案書等の差し替え及び再提出は認めない。

ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担

行為担当官が承認した場合においては、この限りではない。

6 競争参加資格の通知等

- (1) 技術提案書等の提出者への競争参加資格の確認結果の通知は、技術提案書等の提出期限日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内に、電子入札システムにより通知する。ただし、事前の承諾を得て紙入札とした者には、書面により行う。
- (2) 競争参加資格の無かった者に対しては、理由を付して通知する。
- (3) 通知結果に対して不服がある者は、津軽森林管理署金木支署長に対して、次に従い書面に従い書面（様式は任意）により理由についての説明を求めることができる。

ア 受付期限

通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内。

イ 提出先

上記5(8)ア(ウ)に同じ。

ウ 受付時間

休日等を除く午前9時00分から午後5時00分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

エ 提出方法

原則として電子メールによる（提出期限必着）。

ただし、事前の承諾を得て紙入札とした者は、代表者又はそれに代わる者が持参すること。

- (4) 森林管理（支）署長は、(3)に掲げる理由についての説明を求める書面を受取った日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内に書面により回答する。

7 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

- ア 入札説明書に示された競争参加資格要件を満たしている場合に、標準点100点を付与する。
- イ 技術提案書等で示された実績等により最大30点の加算点を付与する。
- ウ 提出された技術提案書等及び追加資料の内容に応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、最大30点の施工体制評価点を与える。
- エ 得られた「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。

(2) 評価項目

評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

- ア 技術提案（施工計画含む）
- イ 施工能力等（企業の施工実績・配置予定技術者の能力）
- ウ 信頼性・社会性（地域への貢献）
- エ 施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

(3) 落札者の決定方法

- ア 入札参加者は価格をもって入札する。標準点に加算点を加えた点数をその入札価格で除した評価値〔評価値＝（標準点＋加算点＋施工体制評価点）÷入札価格〕を算出し、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。
（ア）入札価格が予定価格（税抜き）の制限の範囲内であること。

(イ) 評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値「基準評価値」を下回らないこと。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ 上記アにおいて、評価値が最も高い者が2人以上ある場合は、くじを引かせて落札者を決定する。

ただし、電子入札等で当該者が入札に立ち会わない場合及びくじを引かない者がある場合は、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

ウ 落札者となるべき者の入札価格が、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

(4) 評価内容の担保

ア 入札時に提示された技術提案については、工事完成後において、その履行状況について検査を行う。

イ 工事の検査において、入札時に示された技術提案の内容を全て満たしていることを確認できない場合は、この確認できなかった技術提案についての履行に係る部分は、工事完成後においても引き続き存続するものとする。

ウ 技術提案を適正と認めることにより、設計図書において施行方法等を指定しない部分の工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。

エ 技術提案が履行できなかった場合で、再度の施工が困難である又は合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行う。

オ 受注者の責により入札時に提示された技術提案の履行がなされなかった場合は、「林野庁工事成績評定要領」に基づき、履行されなかった技術提案の提案件数1件につき、工事成績評定点を3点減ずるものとする。

カ 入札時に示された技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合、発注者は無償で利用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものはこの限りでない。

(5) その他

ア 評価基準等詳細については、別添「技術提案書作成要領」のとおりとする。

イ 賃上げ表明をした受注者において、事業年度により賃上げ表明した企業は当該事業年度の「法人事業概況説明書」を決算月（表明書に記載の事業年度の終了月）の末日から記載して3ヶ月以内、暦年により賃上げを表明した企業においては当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を翌年の3月末までに提出とし、従業員への賃金引上げ実績整理表及び添付資料を電子メール又は郵送で、期限内に下記送付先に提出すること。

なお、具体的内容や提出様式等については東北森林管理局ホームページから情報等入手すること。

(https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/nyuusatu_osirase/tinage.html)

送付先：〒010-8550 秋田県秋田市中通5-9-16

東北森林管理局 経理課
電話：018-836-2084
メールアドレス：t_keiri@maff.go.jp

8 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は任意）により提出すること。

ア 受領期限 令和8年1月20日（火）から令和8年2月19日（木）まで。

持参する場合は、上記期間の休日等を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

イ 提出先 上記5(8)ア(ウ)に同じ。

ウ 提出方法 原則として電子メールによる（提出期限必着）。

ただし、事前の承諾を得て紙入札とした者は、代表者又はそれに代わる者が持参すること。

(2) (1)の質問に対する回答書は、東北森林管理局ホームページに掲載する方法により公表する。

(https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/nyuusatu_osirase/nyusatsusetsumei_shitsumon_kaitou.html)

9 入札及び開札の日時、場所等

入札書は、電子入札システムを用いて提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、入札書は紙により封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名、工事名を記載して持参すること。郵送等による提出は認めない。

(1) 電子入札システムによる入札の締め切りは、令和8年2月26日（木）午後5時00分とする。ただし、電子入札システムによる入札の受付開始の時期は、令和8年2月24日（火）午前9時00分からとする。

(2) 紙入札により入札をする場合は、令和8年2月27日（金）午後1時00分まで津軽森林管理署金木支署会議室へ入札書を持参すること。

(3) 開札は、令和8年2月27日（金）午後1時00分に津軽森林管理署金木支署会議室にて行う。ただし、入札及び開札日時に変更等がある場合は、変更公告、競争参加資格確認通知書等により変更後の日時等を通知する。

(4) 紙入札による競争入札の参加に当たっては、入札の執行に先立ち、分任支出負担行為担当官が競争参加資格があることを確認した旨の通知書の写しを提出すること。

また、入札への直接参加者が代理人である場合は、任意の様式によりその旨が確認できる委任状を提出すること。

(5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、当該電子入札システムに接続している機器の前で暫く待機すること。

なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況等を電話等により連絡する。

- (7) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。

- (2) 契約保証金 納付する。

ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、本工事に係る契約保証金の額は、請負代金額の10分の1以上とする。

- (3) 予決令第86条に規定する調査（低入札価格調査）を受けた者に係る契約保証金の額は請負代金額の10分の3以上とし、前金払いの額は請負代金額の10分の2以内とする。
- (4) 落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。

契約情報及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。

※電子証書等電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により発行された保証書又は証券をいう。

※電子証書等閲覧サービス電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。

※契約情報電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。

※認証情報電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。

前払金の保証について、前払金の保証に係る保証証書の寄託については、原則として、受注者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書（電磁的記録により発行された保証証書をいう。以下同じ。）を閲覧するために用いる保証契約番号及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該保証契約番号及び認証情報を用いて当該電子証書を閲覧する。

保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。

11 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を、以下により電子入札システムを用いて提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得て紙入札とした場合は、入札書とともに持参すること。

工事費内訳書の様式は任意であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。

ア 電子入札システムによる場合

(ア) 提出期間

9 (1) と同じ期間に、入札書とともに提出すること。

(イ) 提出方法

電子入札システムの工事費内訳書添付フィールドに工事費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。

ただし、工事費内訳書のファイル容量が10MBを超える場合には、工事費内訳書についてのみ原則として電子メールで提出すること（提出期限必着）。この場合、必要書類の一式を電子メールで送付するものとし、次の内容を記載した書面（様式は任意）を、電子入札システムにより工事内訳書として送信すること。

- ・ 電子メールで提出する旨の表示
- ・ 電子メールで提出する書類の目録
- ・ 電子メールで提出する書類のページ数
- ・ 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

なお、送付先は、上記 5 (8) ア (ウ) に同じ。

(ウ) ファイル形式

電子入札システムによる工事費内訳書のファイル形式は、5 (2) ア (ウ) と同じ形式で作成すること。

イ 紙入札方式による場合

(ア) 提出期間

入札の締め切り日時となる 9 (2) と同じ日時及び場所に、入札書とともに持参すること。

(イ) 提出方法

工事費内訳書は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名又は自筆署名の上、入札書とともに提出すること。

- (2) 提出された工事費内訳書は返却しない。
- (3) 分任支出負担行為担当官等（これらの補助者含む。）は、入札参加者が提出した工事費内訳書について説明を求めることがある。
- (4) 数量、単価、金額等が明らかでない場合及び工事費内訳書が別表各項に掲げる場合に該当するものについては、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。
- (5) 提出された工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

別 表

1. 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合 (2) 内訳書とは無関係な書類がある場合 (3) 他の工事の内訳書である場合 (4) 白紙である場合 (5) 内訳書が特定できない場合 (6) 他の入札参加者の様式を入手し使用している場合
---------------------------------------	---

2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1) 内訳書の記載が全くない場合 (2) 入札説明書又は指名通知書に指示された事項を満たしていない場合
3. 添付されるべきではない書類が添付されている場合	(1) 他の工事費内訳書が添付されている場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合 (2) 発注案件名に誤りがある場合 (3) 提出業者名に誤りがある場合 (4) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合	

12 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、林野庁電子入札システム運用基準に定める立会官を立ち会わせて行う。

紙入札方式による場合は、競争参加者又はその代理人が立ち会い行うものとする。なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせ開札を行う。

13 入札の無効

入札公告において示した競争参加資格のない者のした入札、技術提案書に虚偽の記載をした者が行った入札並びに現場説明書、入札説明書及び競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効な入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

この場合、「工事請負契約指名停止等措置要領」第1第1項の規定に基づく指名停止又は第10の規定に基づく書面若しくは口頭での警告若しくは注意の喚起を行うことがある。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札時点において4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

14 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばない（契約解除する）ことがある。

なお、実際の工事に当たって請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合で、以下に示す事情が発生したときは、発注者との協議により技術者を変更できるものとする。

- (1) 病休、退職、死亡、その他の事由等の場合。
- (2) 請負者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が生じ、工期が延長された場合。
- (3) 工場から現地へ工事の現場が移行する時点（橋梁等工場製作を含む工事の場合）

(4) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合（大規模な工事の場合）。

いずれの場合であっても交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、技術者の資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

15 調査基準価格を下回った場合の措置

落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについては入札者から資料の提出及び必要に応じて事情聴取を行うとともに、関係機関の意見照会等の調査（以下、「低入札価格調査」という。）を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該工事等の工期延期は行わない。

(1) 提出を求める資料等

- ア その価格により入札した理由
- イ 積算内訳書
- ウ 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の内訳
- エ 契約対象工事等付近における手持ち工事等の状況
- オ 配置予定技術者名簿
- カ 契約対象工事等に関連する手持ち工事等の状況
- キ 契約対象工事等箇所と調査対象者の事務所、倉庫等との地理的条件
- ク 手持ち資材等の状況
- ケ 資材購入先及び購入先と調査対象者との関係
- コ 手持ち機械の状況
- サ 労務者等の確保計画
- シ 工種別労務者等配置計画
- ス 過去に施工した工事等名及び発注者
- セ 過去に受けた低入札価格調査対象工事等
- ソ 安全管理に関する資料
- タ 財務諸表及び賃金台帳
- チ 誓約書
- ツ その他、契約担当官等が必要と認める資料

(2) 説明資料の提出期限は、低入札価格調査を行う旨連絡を行った日の翌日から起算して7日以内（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く）とし、提出期限後の差し替え及び再提出は認めないものとする。

また、提出期限までに記載要領に従った資料等を提出しない、事情聴取に応じないといった調査に協力しない場合は、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

(3) 契約担当官等が次の追加資料を求めた場合の提出期限は、連絡を行った日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く）とし、提出期限の後の差し替え及び再提出は認めないものとする。

また、提出期限までに資料等を提出しない、事情聴取に応じないといった調査に協力しない場合は、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

ア 積算内訳書等（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等を含む）に関する見積書等積算根拠

イ 手持資材に関する数量、保管状況写真

ウ 販売店等の作成した見積書等

エ 手持機械の状況の写真

オ 労務を供給する事業者の承諾書（造林生産事業の場合）

カ 賃金台帳等

キ 過去３カ年の財務諸表

ク 資料提出時における社員すべての名簿

(4) 入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合は、当該工事の成績評価に厳格に反映するとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(5) 低入札価格調査の方法及び落札者の決定方法については、本入札説明書によるほか「東北森林管理局低入札価格調査運用マニュアル」（平成21年４月22日付け21東経第44号局長通知）によるものとする。

16 契約書の作成等

本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う試行対象工事である。

なお、電子契約システムによりがたく紙での契約手続きを希望する者、または、電子契約システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には紙契約方式に変更する場合がある。その場合、落札者決定後速やかに分任支出負担行為担当官等に連絡しなければならない。

紙契約方式になる場合、使用する契約書は別冊契約書案により作成するものとし、以下のとおりとする。

(1) 契約の相手方が決定したときは、決定してから遅滞なく、別冊契約書（案）に基づき契約書を作成するものとし、落札者が決定した日の翌日から起算して７日（休日等を除く。）以内に契約を締結するものとする。

(2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名押印し、さらに、分任支出負担行為担当官等が当該契約書の送付を受けて、これに記名押印するものとする。

(3) (2)の場合において、分任支出負担行為担当官等が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。

(4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語、日本国通貨に限るものとする。

(5) 分任支出負担行為担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

17 支払条件

(1) 前金払 有

(2) 中間前金払及び部分払 有 （落札者の選択事項である。）

(3) 低入札価格調査を受けた者に係る契約保証金及び甲の解除権行使に伴う違約金の額について

は、工事請負契約約款第4条第3項中「10分の1」を「10分の3」に、第6項中「10分の1」を「10分の3」に、第55条の2第1項中「10分の1」を「10分の3」に読み替えるものとする。また、前金払については、工事請負契約約款第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」に、第6項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、第7項及び第8項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に、読み替えるものとする。

18 その他

- (1) 入札参加者は、東北森林管理局競争契約入札心得及び契約書(案)を熟読し、東北森林管理局競争契約入札心得を遵守すること。
- (2) 技術提案書に虚偽の記載をした場合においては、工事請負契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、技術提案書に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (4) 電子入札システム

ア 電子入札システムは、休日等を除く9時から17時まで稼働している。

イ 電子入札システム操作上の手引き書としては、林野庁発行の「電子入札の手引き」を参考とすること。

ウ 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は、次のとおりとする。

【システム操作・接続確認等の問い合わせ先】

農林水産省電子入札ヘルプデスク

受付時間：9時から16時

電話番号：048-254-6031

FAX番号：048-254-6041

E-mail：help@maff-ebic.go.jp

エ 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合は、通知、通知書及び受付票を送信時に発行するので、必ず確認を行うこと。

- (5) 森林整備保全事業工事標準仕様書については林野庁HP

(https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/hyojun_siyosyo.html)、森林整備保全事業施工管理基準については、「治山林道必携(積算・施工編)」を参照すること。

- (6) 本工事は、「共通仮設費のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象費」という。)について、工事实施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、森林整備保全事業設計積算要領に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

(宿泊費、借上費については、労働者確保に係るものに限る。)

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (7) 下請契約等からの社会保険等未加入建設業者の排除等

工事の施工のために下請契約を締結する場合、受注者は、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方にはできない。

東北森林管理局競争契約入札心得

(目的)

第1条 東北森林管理局に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。以下「特例政令」という。）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和55年大蔵省令第45号。以下「特例省令」という。）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

また、入札に参加する者は、入札公告又は指名案内、入札説明書、契約書案、本心得記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札することとする。

(一般競争参加の申出)

第2条 一般競争に参加しようとする者は、入札の公告において指定した期日までに当該公告において指定した書類を契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

ただし、電子入札システム又は電子調達システム（以下「電子入札システム等」という。）による入札参加者は、当該公告において指定した書類を同システムにおいて作成し、入札の公告において指定した日時までに提出しなければならない。

(入札保証金等)

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に、見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を歳入歳出外現金出納官吏又は局署等に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当官等に提出しなければならない。

3 入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供する場合は、関係職員の調査を受け、その面前においてこれを封かんの上、氏名及び金額を封皮に明記して保管金提出書（様式第1号）（有価証券を提供する場合は、政府保管有価証券提出書（様式第2号））を添えて差し出さなければならない。

4 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に保管金取扱規程（大正11年大蔵省令第5号）第一号様式として規定されている保管金受領証書（有価証券を提供した場合は、政府保管有価証券取扱規程（大正11年大蔵省令第8号）第3号様式として規

定されている政府保管有価証券受領証書）と引換えに還付する。

- 5 入札保証金又は入札保証金に代わる担保のうち、落札者の納付又は提供に係るものは、その者が契約を結ばないときは国庫に帰属する。
- 6 入札参加者が、入札保証金の納付に代えて提供することができる担保は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 国債
 - 二 政府の保証のある債券
 - 三 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券
 - 四 日本国有鉄道改革法（昭和 61 年法律第 87 号）附則第 2 項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和 23 年法律第 256 号）第 1 条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社法（昭和 59 年法律第 85 号）附則第 4 条第 1 項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券で第 2 号以外のもの（以下「公社債」という。）
 - 五 地方債
 - 六 契約担当官等が確実と認める社債
 - 七 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関（出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し又は支払保証をした小切手
 - 八 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形
 - 九 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関に対する定期預金債権
 - 十 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証
- 7 前項に掲げる担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。
 - 一 国債又は地方債 政府ニ納ムベキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治 41 年勅令第 287 号）又は同令の例による金額
 - 二 政府の保証のある債券、金融債、公社債及び契約担当官等が確実と認める社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の 8 割に相当する金額
 - 三 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手 小切手金額
 - 四 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形 手形金額（その手形の満期の日が当該手形を提供した日の一月後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額）

五 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関に対する定期預金債権当該債権証書に記載された債権金額

六 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証
その保証する金額

8 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）に対する定期預金債権である場合においては、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行等の承諾を証する確定日付のある書面を提出しなければならない。

9 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

（入札等）

第4条 入札参加者は、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、書面により指定した日時までに関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者は、入札書（様式第3号）を作成し、封かんの上、入札者の氏名（法人にあっては、法人名）、あて名及び入札件名を表記し、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書に示した日時までに入札しなければならない。

ただし、電子入札システム等による入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成し、公告、公示又は指名通知書に示した日時までに提出し、入札書受付票を受理しなければならない。

3 入札参加者は、入札保証金の全部の納付を免除された場合であって、契約担当官等においてやむを得ないと認められたとき又は特例政令第2条に定める調達契約を行うときは、郵便をもって入札することができる。この場合においては、二重封筒とし、中封筒の表に前項の所定事項を記載し、これを表封筒に封かんの上、「入札書在中」と朱書して書留郵便とし、契約担当官等あて親展で提出しなければならない。

4 特例政令第2条に定める調達契約に係る場合は、入札参加者は、契約担当官等により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。ただし、郵便による入札の場合は、当該通知書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送しなければならない。

5 第3項の入札書は、入札日の前日（特例政令第2条に定める調達契約に係る場合は、入札の公告又は公示に示した時刻）までに到達しないものは無効とする。

- 6 入札参加者は、入札書を一旦入札した後は、開札の前後を問わずその引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
また、入札者から錯誤を理由として自らの入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しないものとする。
- 7 入札参加者が、代理人によって入札する場合には、入札前に代理人の資格を示す委任状（様式第4号）を入札担当職員に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。また、代理人本人であることを証明する資料（運転免許証など）を入札担当職員に提示しなければならない。
- 8 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 9 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。
- 10 入札参加者は、予算決算及び会計令第71条第1項の規定に該当する者を、同項に定める期間入札代理人とすることができない。
- 11 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（様式第5号）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 12 入札執行場所に入場できる者は、1者につき入札者及び随行者の2名以内とする。
- 13 入札は、入札番号ごとに総額入札（入札公告等において単価金額での入札としてしている場合は、単価金額による入札）で行うものとする。
- 14 入札書には、入札者が消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。

（入札の辞退）

第4条の2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

ただし、電子入札システム等による入札参加者が入札を辞退するときは、入札辞退届を同システムにおいて作成の上、電子入札システムにより提出するものとする。

- 一 入札執行前にあつては、入札辞退届（様式第6号）を契約担当官等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
- 二 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札担当職員に直接提出して行う。

三 入札投函後において、配置予定技術者等を配置することが困難となる事由により入札を辞退する場合は、落否の宣言前にその旨を書面又は口頭で申し出ることとする。

- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第4条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

- 4 入札者は、落札宣言前に入札場所を離れるときは、必ず入札事務担当者に連絡し、承認を得なければならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(開札)

第6条 開札は、入札終了後直ちに入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書に示した場所及び日時に入札者を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員をして開札に立ち合わせて行うものとする。

(無効の入札)

第7条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

一 競争に参加する資格を有しない者のした入札

二 委任状を持参しない代理人のした入札及び入札書に代理人の自筆署名又は記名のいずれが無いもの

三 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札（ただし、入札保証金の納付を免除とした場合を除く）

四 記名を欠く入札（電子入札システム等による場合は、電子証明書を取得していない者のした入札）

五 金額を訂正した入札

六 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

七 明らかに連合によると認められる入札

八 同一事項の入札について、同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

九 入札時刻に遅れてした入札及び郵便入札の場合にあつては、入札書が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかった入札

十 暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式第5号）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

十一 公告等で工事費内訳書、積算費内訳書（同明細書を含む。以下「内訳書」という。）の提出を求められている入札においては、内訳書等を提出しない入札、若しくは入札金額と内訳書の金額に整合性があると確認できない入札及び入札公告等において内訳書等の総額と入札金額を一致させる旨、明記している入札で金額が一致していない入札

十二 その他入札に関する条件に違反した入札
（再度入札）

第8条 開札の結果予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことができるものとする。この場合、第1回目の最高又は最低の入札価格を下回る又は上回る価格で入札した者の入札は無効とし、当該入札に係る第3回目以降の入札参加者の資格を失うものとする。第3回目以降に行う入札についても上記を準用して行うものとする。

ただし、建設工事の競争契約入札の場合にあつては、入札執行回数は、原則として、2回を限度とするものとする。

2 前項の入札を行ってもなお落札者がいない場合は、契約担当官等は当該入札を打ち切ることができる。

3 第1項の入札には、前条に規定する無効の入札をした者は参加することができない。

4 郵便による入札を行った者は再度入札に参加することができない。

（請負契約についての低入札価格調査制度、調査基準価格）

第9条 農林水産省所管に係る請負契約（予定価格が1,000万円を超えるものに限る。）について予算決算及び会計令第85条（同令第98条において準用する場合を含む。）に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがある場合の基準は、その者の申込みに係る価格が、次の各号のいずれかの割合を契約ごとの予定価格に乗じて得た額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

一 工事の請負契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合算額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあつては10分の9.2とし、10分の7.5に

満たない場合にあっては10分の7.5とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

- 二 製造その他の請負契約のうち、次の業種区分の欄に掲げる業務（以下「建設コンサルタント等業務」という。）の請負契約ごとに10分の6から10分の8.1まで（測量にあっては請負契約ごとに10分の6から10分の8.2まで、地質調査にあっては請負契約ごとに3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、建設コンサルタント等業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

ただし、測量及び地質調査を除く請負契約については、その割合が10分の8.1を超える場合にあっては10分の8.1と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、測量の請負契約にあっては、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、地質調査の請負契約にあっては、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とするものとする。

業種区分	①	②	③	④
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	－
建設コンサルタント（建築に関するもの）及び建築士事務所	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
建設コンサルタント（土木関係のもの）及び計量証明	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

			額	
土地家屋調査、補償コンサルタント、不動産鑑定及び司法書士	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

三 一又は二により算定しがたい場合等については、工事は10分の7.5から10分の9.2まで、建設コンサルタント等業務（測量及び地質調査を除く）は10分の6から10分の8.1まで、測量は、10分の6から10分の8.2まで、地質調査は3分の2から10分の8.5までの範囲内で適宜の割合とする。

四 製造その他の請負契約（二に掲げる業種を除く。）については10分の6の割合とする。

2 調査基準価格に満たない価格をもって入札した者は、事後の事情聴取に協力すべきものとする。

（落札者の決定）

第10条 契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあたっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの）をもって入札した者を落札者とする。また、総合評価落札方式による場合は、価格と価格以外の要素を総合的に評価した評価値の最高点の入札者を落札者とする。

ただし、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者がいた場合は、入札を「保留」し、調査のうえ落札者を後日決定する。この場合は、最低の価格（会計法第29条の6第2項に規定する契約に当たっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの）をもって入札した者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

2 入札を「保留」した場合は落札者を決定次第、その結果を、落札者及び最低価格（（会計法第29条の6第2項に規定する契約に当たっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの）以下同じ。）の入札者（最低価格の入札者と落札者が異なった場合のみ）に通知し、他の入札者にはその旨通知する。

3 調査基準価格に満たない価格をもって入札した者は、低入札価格調査に協力しなければならない。

また、低入札価格提示者が調査を受けるに当たっては、「東北森林管理局低入札価格調査マニュアル（東北森林管理局ホームページ：ホーム＞公売・入札情報＞各種要領及びマニュアル）」を熟覧の上、調査等を受けなければならない。

4 落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。

5 落札宣言後は、錯誤等による入札無効の申し出があっても受理しない。

また、どのような理由によっても落札を無効とすることはできない。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札となるべき入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。ただし、電子調達システムにより入札がある場合は、電子調達システムの電子くじにより落札者を定めることができる。

2 前項前段の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者、郵便又は電子入札システムによる入札者で当該入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約保証金等)

第12条 落札者は、契約書案の提出と同時に、契約金額の10分の1以上（公共工事に係る一般競争入札方式の実施について（平成6年5月31日付け6経第926号大臣官房経理課長通知）の記の1に定める工事又は予算決算及び会計令第86条に規定する調査を受けた者については10分の3以上）の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を歳入歳出外現金出納官吏又は局署等に納付し又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 落札者は、前項本文の規定により、契約保証金を納付する場合においては、あらかじめ、現金を局署等の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に振り込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書（様式第7号）を添えて局署等に提出しなければならない。

3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券であるときは、あらかじめ、当該有価証券を局署等の保管有価証券取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、政府保管有価証券払込済通知書の交付を受け、これに政府保管有価証券提出書（様式第2号）を添えて局署等に提出しなければならない。

4 第3条第8項の規定は、第1項の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証である場合について準用する。

5 第1項ただし書の場合において、契約保証金の納付を免除された理由が、委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を結んだことによる場合には、落札者は、契約担当官等が指示するときまでに当該公共工事履行保証証券に係る証券を契約担当官等に提出しなければならない。

6 第1項ただし書の場合において、契約保証金の納付を免除された理由が保険会社との間に国を被保険者とする履行保証保険契約を結んだことによる場合には、落札者は、契約担当官等が指示するときまでに当該履行保証保険証券を契約担当官等に

提出しなければならない。

(入札保証金等の振替)

第 13 条 契約担当官等は、落札者からの申出により落札者に払い戻すべき入札保証金を契約保証金の一部に振り替えることができる。

(契約保証金の返還)

第 14 条 契約保証金は、契約の履行が完了したことを確認した後、保管金払渡請求書（様式第 8 号）（有価証券を提供した場合は、政府保管有価証券払渡請求書（様式第 9 号））により返還するものとする。

なお、この場合、利息は付さないものとする。

(契約書等の提出)

第 15 条 落札者は、契約書を作成するときは、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印の上、落札決定の日の翌日から起算して 7 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）に、これを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、入札後契約前 V E 方式の対象工事で、落札者が V E 提案を提出した場合には、この期間を延長することができる。

2 契約担当官等は、落札者が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、当該落札者を契約の相手方としないことがある。

3 契約担当官等が、契約書の作成を要しないと認めた場合においては、落札者は、落札決定後速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がない旨指示したときは、この限りでない。

4 当該工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。）第 9 条に定める対象建設工事である場合は、第 1 項の契約書案の提出以前に同法第 12 条第 1 項の規定に基づく説明及び同法第 13 条第 1 項の規定に基づく協議を行わなければならない。

5 契約担当官等が入札公告において、契約書を電磁的記録により作成することができるとした契約について、落札者が電子調達システムにより入札を行った場合又は電子契約システムにより契約を行う場合は、第 1 項の規定にかかわらず、電子調達システム又は電子契約システムにおいて契約担当官等が作成した契約書の電磁的記録に電子署名を付すことにより契約書案への記名押印及び提出に代えることができる。

(業務等完了保証人)

第 16 条 落札者は、測量・建設コンサルタント等及び製造（以下この条において「業務等」という。）の請負契約については、自己に代わって自ら業務等を完了するこ

とを保証する他の同業者を保証人として立てることができる。

- 2 前項の保証人は、次に掲げる基準（指名競争に付した業務等において当該業務等の地域的特性等により、第1号に該当する者が当該指名競争について指名を受けた者（以下「相指名業者」という。）以外にない場合にあっては、第1号に掲げる基準）に適合している者から選定しなければならない。

一 当該業務等の請負契約について、農林水産本省等建設工事等契約事務取扱要領（平成12年12月1日付け12経第1859号大臣官房経理課長通知）第31条に規定する指名基準に該当する者で落札者と同等又はそれ以上に業務等の履行能力を有すると認められる者であること。

二 相指名業者以外の者であること。

- 3 第1項の保証人の選定については、契約担当官等の承諾を得なければならない。
（異議の申立）

第17条 入札をした者は、入札後この心得、入札の公告又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（その他の事項）

第18条 この心得に掲げるほか、入札に必要な事項は別に指示するものとする。

附則

この通知は、令和6年8月1日から適用する。

様式第 1 号（第 3 条）

保 管 金 提 出 書

第	号	受
年	月	付
日		

¥ (現金又は保管金領収証書の別)

提出の事由 年 月 日公告の入札保証金

上記の金額を提出します。なお、上記金額は、公告のとおり契約保証金又は売却代金に充当したいので、申し添えます。

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

歳入歳出外現金出納官吏

官 職 氏 名 殿

入 札 保 証 金 受 入 済	契 約 保 証 金 充 当 決 定	売 却 代 金 充 当 決 定	保 証 金 返 還 決 定	保 証 金 国 庫 帰 属 決 定
年 月 日 確認者氏名 〔 〕	年 月 日 確認者氏名 〔 〕	年 月 日 確認者氏名 〔 〕	年 月 日 確認者氏名 〔 〕	年 月 日 確認者氏名 〔 〕
(保管金台帳 登記済)	(保管金台帳 登記済)	(保管金台帳 登記済)	(保管金台帳 登記済)	(保管金台 帳登記済)
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

様式第 2 号（第 3 条・第 12 条）

政府保管有価証券提出書

番号	年度第 号
----	-------

提出の事由

有価証券取扱主任官 官職 氏名 殿

年 月 日

住 所

氏 名

上記事由により、下記の有価証券を保管有価証券として提出します。

証券名称	枚 数	総額面	内 訳			備 考
			額 面	回記号	番 号	

工事名

（注意事項）

用紙の寸法は、日本産業規格 A 列 4 番とし、縦長に使用すること。

様式第 3 号（第 4 条）

入 札 書

物件番号 第 号

入札物件名 ○○○○○

金	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一	円也

ただし、上記金額には消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に 10% に相当する額を加算した金額となること及び競争契約入札心得、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承諾のうえ、入札いたします。

年 月 日

分任支出負担行為担当官

○○森林管理署長 ○○ ○○ 殿

(入札者)

所 在 地

会 社 名

代表者氏名

(代理人)

所 在 地

会 社 名

代理者氏名

(注意事項)

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格 A 列 4 番とし、縦長に使用すること。

様式第4号 (第4条)

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 入札年月日 年 月 日

2 件 名

3 入札に関する一切の件

年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

分任支出負担行為担当官

〇〇森林管理署長 〇〇 〇〇 殿

様式第5号（第4条）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

（1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき

（5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

（1） 暴力的な要求行為を行う者

（2） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（3） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（4） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

（5） その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

様式第6号（第4条の2）

入 札 辞 退 届

年 月 日

分任支出負担行為担当官

〇〇森林管理署長 〇〇 〇〇 殿

（入 札 者）

住 所

商号又は名称
代表者氏名

（代 理 人）

氏 名

件 名 〇〇〇〇〇〇

上記について、都合により入札を辞退します。

（注意事項）

用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

様式第 7 号（第 12 条）

保 管 金 提 出 書

番号	年度第 号
----	-------

提出の事由

〇〇森林管理署

歳入歳出外現金出納官吏 官職 氏名 殿

年 月 日

住 所

氏 名

上記事由により、下記の金額を保管金として提出します。

金

工 事 名

（注意事項）

用紙の寸法は、日本産業規格 A 列 4 番とし、縦長に使用すること。

様式第 8 号（第 14 条）

保 管 金 払 渡 請 求 書

払渡の事由

〇〇森林管理署

歳入歳出外現金出納官吏 官職 氏名 殿

年 月 日

住 所

氏 名

上記事由により、下記保管金を下記振込先に振込んで下さい。

金 _____

保管金提出書の 年 月 日

日 付 及 び 番 号 年度 第 号

振 込 先

_____銀行 _____支店

口 座 1. 普通 2. 総合 3. 当座

名 義 _____

支店番号 口座番号

_____ — _____

様式第 9 号（第 14 条）

政府保管有価証券払渡請求書

受領証書日付 年 月 日
及 び 番 号 年度 第 号

払渡請求理由

有価証券取扱主任官

官職 氏名 殿

年 月 日

住 所

商号又は名称
代表者氏名

下記の証券の払渡を請求します。

有価証券取扱主任官

官職 氏名 殿

年 月 日

住 所

商号又は名称
代表者氏名

上記の証券払渡の証書領収しました。

証券名称	枚 数	総額面	内 訳			備 考
			額 面	回記号	番 号	

（注意事項）

用紙の寸法は、日本産業規格 A 列 4 番とし、縦長に使用すること。